

## 被扶養者の認定基準(要件)

### 身分要件

- ◎ 被保険者と同居でも別居でもよい人・・・①配偶者（内縁でも可） ②子、孫 ③兄弟姉妹 ④父母などの直系尊属
- ◎ 被保険者と同居が条件の人・・・①上記以外の三親等内の親族 ②被保険者の内縁の配偶者の父母および子 ③内縁の配偶者死亡後の父母および子

### 生計維持(収入)要件

- ◎ 同居の場合は、認定対象者の年収（給与・給付金・年金等の総支給額）が、130万円（60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円）未満であって、かつ被保険者の年収の1/2未満であること。
- ◎ 別居の場合は、認定対象者の年収（給与・給付金・年金等の総支給額）が、130万円（60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円）未満であって、かつ被保険者の仕送額より少ないこと。
- ◎ 収入は、原則として、月単位・日単位でも基準額未満であること。  
収入基準額：年額130万円＝平均月額108,334円＝平均日額3,612円、年額180万円＝平均月額15万円＝平均日額5,000円

収入額は、通勤手当等を含む総支給額となります。

毎月の収入が108,334円を超過していても、130万円に達するまで認定できるということではありません。（60歳未満）  
例えば、パート収入が毎月11万円以上あるような方は、パートを始めた（時給が上がった、日数が増えた）ときから認定対象外となります。

雇用保険の失業給付金、健康保険の傷病手当金または出産手当金は、生活保障を目的として給付しておりますので、受給している期間の主たる生計維持は、被保険者ではなく自身が受給している給付金と考えられます。  
従いまして、受給している期間は、原則として認定対象外となります。ただし、受給金額の日額が3,612円未満の場合は認定できます。

### 居住地要件

- ◎ 日本国内に住所を有すること
- ◎ 日本国内に住所を有しないが、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること  
・・・①外国において留学をする学生 ②外国に赴任する被保険者に同行する者 ③観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 ④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じたものであって、②と同等と認められるもの など
- ◎ 上記に該当する場合でも、後期高齢者医療の被保険者等である者、その他特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は被扶養者にはなれません。  
・・・①日本国籍を有しない者であって、本邦に相当期間滞在し医療を受ける活動を行うもの、および医療活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの  
②日本国籍を有しない者であって、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動を行うもの